

内閣府原子力被災者生活支援チーム幹部会（第37回）
議事概要

1. 開催日時

平成23年6月8日（水） 15：30～

2. 開催場所

官邸 官房副長官室

3. 出席者

福山 哲郎 内閣官房副長官

松下 忠洋 経済産業副大臣

平野 達男 内閣府副大臣

4. 議事次第

- (1) 半径20kmの境界線をまたぐ事業者の警戒区域内での操業について
- (2) 「選択的避難支援」の仕組みの骨子（案）
- (3) 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方
- (4) 生活環境における放射線レベルの調査結果について
- (5) 警戒区域内の瓦屋根家屋の応急処置のための公益立入りについて
- (6) 警戒区域への一時立入りについて
- (7) 心のケアに関する主な取り組みについて

5. 進捗状況及び確認事項

- (1) 半径20kmの境界線をまたぐ事業者の警戒区域内での操業について、共有・確認を行った。
- (2) 「選択的避難支援」の仕組みの骨子（案）について、共有・確認を行つた。
- (3) 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方について、共有・確認を行つた。
- (4) 生活環境における放射線レベルの調査結果について、共有・確認を行つた。
- (5) 警戒区域内の瓦屋根家屋の応急処置のための公益立入りについて、共有・確認を行つた。

- (6) 警戒区域への一時立入りについて、共有・確認を行った。
- (7) 心のケアに関する主な取り組みについて、共有・確認を行った。

6/8
15:30~
三得利会議室

「選択的避難」支援の仕組みの骨子（案）

平成23年6月8日
原子力被災者生活支援チーム

1. 問題意識

- ・政府の避難指示等の区域外であって、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られない一部の地域で年間20mSvを超える高い線量が続いていることを政府が確認した地点（「選択的避難地点」）に対しては、住民の積算線量について年間20mSvを下回らせるために、政府及び地方自治体が当該地点からの選択的避難の促進、支援を行うことが考えられる。
- ・この住民が選択的避難地点からの避難を選択する際の支援や補償等については、政府の避難等の指示を受けた場合の扱いとのバランスを確保しつつ認めることが必要。
- ・他方で、モラルハザードを起こさずに、事務的にも執行可能な簡易な方法で、補償の対象となる相当因果関係を持った選択的避難地点からの選択的避難と、そうでない一般的な自主避難を仕分ける仕組みが必要。
- ・以上を踏まえれば、①政府の合理的・科学的な判断、②政府の関与、③対象者特定の仕組み、が仕組みの骨子として必要になると考える。

2. 仕組みの骨子

(1) 政府の合理的・科学的な判断

- ・文部科学省（及び福島県、市町村）の環境モニタリングの結果、年間20mSvを超える予測が示された場合、近傍地点を含めて詳細モニタリングを実施し、その結果においても、除染が容易ではない一定の地域的範囲で年間20mSvを超える線量が高い地点が確認された場合には、政府として「選択的避難地点」として特定する。*後述補足1を参照。
- ・選択的避難地点については、当該地点を離れればより低い線量であることから、生活全般を通じて20mSvを超える懸念は少ない。20mSvがICRP等が示す参考レベルの範囲で最も低い数値を採用していることを踏まえれば、線量の高い地域が面的に広がっている計画的避難区域とは異なり、安全性の観点から政府として一律に避難を指示すべき状況にはない。

- ・他方で、こうした状況に不安に感じる住民がいることは当然であり、また、生活形態や家族形態によっては、20mSvを超える可能性も否定できないことから、政府としてその対応を行うことも重要。このため、選択的避難を支援、促進する。*後述補足2を参照。
- ・なお、選択的避難地点の指定については、政府として定期的に見直すものとする。

(2)政府の関与

- ・まず、選択的避難の支援の仕組みについては、官房長官会見で発表する。
- ・次に、(1)のプロセスを経て政府として特定した具体的な選択的避難地点については、原子力災害対策本部長名で測定結果とともに福島県及び関係市町村に対して通知するとともに、公表する。

(3)対象者特定の仕組み

- ・モニタリングの結果を踏まえて、福島県及び関係市町村と調整の上、市町村が線量の高い地点の住民に対して、被災証明を発行する。

※これまでには、政府の避難等の指示がない場合には、被災証明は発行していない。このため、官房長官記者会見において、国として、選択的避難を促進することを明らかにし、市町村に被災証明の発行を行うよう要請する。(P:被災証明を発行する市町村、制度を所管する福島県との調整が必要)。

<補足1>選択的避難地点を特定する仕組み、要素

- ① 公的機関（文部科学省、福島県、市町村）によりモニタリングを実施する。
※個人や民間団体等での測定結果は直接は対象としない。
- ② 測定方法を統一して実施する（公道等の測定で年間20mSvを超える高い線量が確認できた場合に、その近傍地点を追加で測定する、等）
- ③ 容易に実施できる除染により住民等への放射線の影響を低減できる場合には、選択的避難地点とはしない。
- ④ 当初の測定地点で高線量が確認された後、追加的に近傍地点の追加モニタリングを実施し、その結果も踏まえて選択的避難地点の範囲を決める。
※範囲は、住居単位などを想定し、高線量地点が側溝、雨どいの下などの「特異な点」にとどまる場合には対象としない。

<補足2>選択的避難とする理由

- ・選択的避難地點については、当該地點を離れればより低い線量であることから、通常の生活パターンであれば、生活全般を通じて 20 mSv を超える懸念は少ない。このため、地域全体に避難を指示する必要はない。

※選択的避難地點とされる地點についても、20 mSv を超える度合いは大きくないため、通勤、通学などで地點を離れることができれば、高線量の影響を縮減できる。

- ・一方、活動範囲がきわめて狭い乳幼児や、自宅と仕事場が同じでほとんど一日中選択的避難地點で暮らす方など、生活形態によっては、20 mSv を超える懸念がある場合もある。また、妊婦や子供など、より被ばくを避けるべき者もいる可能性がある。
- ・こうした方々については、避難によって、被ばく線量を下げる合理的な理由があり、国としてその避難を促進・支援することが適当。(特に、子供、妊婦については、避難を促していくこととする。)
- ・こうしたことから、当該地點に住む方々に、その生活形態や家族形態に合わせ、選択的避難とするものである。

内閣府原子力被災者生活支援チーム幹部会（第38回）
議事概要

1. 開催日時

平成23年6月10日（金） 16：00～

2. 開催場所

官邸 官房副長官室

3. 出席者

福山 哲郎 内閣官房副長官

松下 忠洋 経済産業副大臣

平野 達男 内閣府副大臣

4. 議事次第

(1) 高線量地点への対応について（案）

(2) 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方

(3) 警戒区域及び計画的避難区域における詳細モニタリング実施計画について

(4) 警戒区域への一時立入りについて

(5) 福島県における「健康管理」の全体像

5. 進捗状況及び確認事項

(1) 高線量地点への対応について、共有・確認を行った。

(2) 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方について、共有・確認を行った。

(3) 警戒区域及び計画的避難区域における詳細モニタリング実施計画について、共有・確認を行った。

(4) 警戒区域への一時立入りについて、共有・確認を行った。

(5) 福島県における「健康管理」の全体像について、共有・確認を行った。

6/10 16:00
三省合意

年間20mSv超線量地点への対応について（案）

平成23年6月10日
原子力被災者生活支援チーム

1. 年間20mSv超線量地点に対する政府としての対応

- ・政府の避難指示等の区域外であって、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られない一部の地域で事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される空間線量率が続いている地点が複数存在している。
- ・当該地点については、そこを離れればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて20mSvを超える懸念は少ない。年間20mSvがICRP等が示す参考レベルの範囲で最も低い数値を採用していることを踏まえれば、線量の高い地域が面的に広がっている計画的避難区域とは異なり、安全性の観点から政府として一律に避難を指示すべき状況にはない。
- ・他方で、こうした状況に不安に感じる住民がいることは当然であり、また、生活形態や家族形態によっては、20mSvを超える可能性も否定できないことから、政府として対応を行うことも重要。このため、当該地点に居住する住民に対して、注意を喚起し、避難を支援、促進する必要がある。

2. 今回の措置の性格の整理

- ・上述のとおり、当該地点は、一律に避難を指示すべき状況ではないが、他方で、生活形態や家族形態によっては避難すべき世帯の存在も否定できない。このため、政府として対応を行うもの。
- ・政府として重要なことは、当該地点の周辺の住民に対して、リスク情報や科学的知見等に関する情報を速やかに開示するとともに、その意味を丁寧に説明し、希望する者には行政として避難を支援していくこと。
- ① 詳細なモニタリングを実施し、データ等の情報を速やかに近辺の住民等に開示するとともに、その放射線による健康への影響に関する科学的知見を丁寧に説明する
- ② 特定の地点に関する除染の取り組みの限界などを丁寧に説明する
- ③ 災害救助法など、利用可能な支援の枠組み等の情報を提供、希望者には、避難を支援する。（福島県や市町村に支援を促すことを含む。）
- ・政府のこうした取り組みは、当該地点の近辺の住民に対して注意喚起を行い、避難を希望する者に対して行政として支援することを明らかにするものと整理できる。

3. 仕組み（法的根拠）

・当該地点は一律に避難を求めるほどの危険性はなく、今般の対応は住民に対する注意の喚起と支援表明であり、従来の原災法に基づく避難指示や災対法に基づく避難指示・勧告（後述補足参照）とすることは適当ではない。他方として、地点近辺の住民の安全・安心の確保に万全を期す観点から、政府として対応を行う地点を特定し、この地点に対してしっかりと対策を講じていくことを対外的にも明確にしていくため、次のような仕組みをとることとする。

<具体的な仕組み>

- (1) 原子力災害対策本部長（総理大臣）から、原子力災害現地対策本部長（経済産業大臣政務官）に対して、対処方針を示す文書（後述の仕組みを記載した文書）を発出。その旨を、官房長官記者会見で発表するとともに、これらの文書はHPでも公表。
- (2) 文部科学省は、月2回公表する放射線量等分布マップの作成過程等において年間20mSvを超えることが推定される地点があれば、当該地点近傍のより詳細なモニタリングを行い、その結果20mSvを超えると推定される空間線量率が測定されれば、現地本部を通じ、速やかに（公表前に）福島県知事及び関係市町村長に連絡。
- (3) 当該情報を基に、現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、除染が容易でない年間20mSvを超える地点を住居単位で特定。現地本部長が、当該市町村に、文書で通知。
※福島県は市町村に対し、特定地点の住民へ被災証明を発行するよう通知。
(P:被災証明を発行する市町村、制度を所管する福島県との調整が必要)。
- (4) 市町村は、特定地点に該当する住居に対して、モニタリングの結果、放射線の影響、活用できる支援措置、説明会の日程等についての説明資料を添付して、個別に通知。市町村は、避難した世帯に被災証明を発行。個人情報の保護等の観点からリストの公表はしない。（なお、モニタリングデータそのものは別途公表する。）
- (5) モニタリングを定期的に実施し、その結果に基づき、現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、解除は柔軟に行うこととする。

※手続の流れ

- 制度を本部（東京）で決定、現地本部に連絡
→文科省が（現地本部を通じ）詳細モニタリングデータを県、市町村に通知
→現地本部が地元と指定する地点（世帯単位）を調整
→現地対策本部長が指定する地点を市町村に通知
→市町村が、個別世帯に通知。避難世帯に被災証明を発行
→モニタリングは継続的に実施、解除は柔軟に行う。

<補足>原災法に基づく避難指示、災対法に基づく避難指示・勧告

- ・災害対策基本法では、市町村長等が居住者等に対する避難の指示や勧告を行うことができる、としている。

・ここで、災害対策基本法第 60 条第 1 項に規定する避難の「勧告」とは、「その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為である」(出典:逐条解説 災害対策基本法)。

また、市町村長が避難の勧告を発することができるのは、「災害が現に発生している場合のほか、・・・著しい危険が切迫しているとき等が考えられる」(出典:同上)。

・大雨、洪水、台風等の自然災害を理由とした災対法に基づく一般的な避難勧告は、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況(例、河川の水位上昇)で行っている。また、避難指示は、実際に災害が発生した状況(例、堤防の決壊)で行っている。避難の指示、勧告とする場合には、これらとのバランスを踏まえて検討することが必要。

・また、政府が原災法に基づき市町村長に避難勧告を出すよう指示することは、政府として今般の状況が「著しい危険が切迫している」と判断していることとなり、住民にとっては避難指示と同等に感じ、また風評被害の発生等も想定される。

(注) 今回は、例えば、対象地点に、50世帯あり、このうち20世帯が生活形態や家族形態を考え、避難を希望するという事態に対応。残る30世帯は、避難を求められるものではない。

4. 名称

- ・地点の名称の案としては、以下のようなものが考えられる。

- ① 特定避難勧告地点：国からの原災法上の指示に基づいて、市町村が住民に災害対策基本法上の避難勧告を行う場合。
- ② 特定避難勧奨地点：実体上の措置とする場合。
- ③ 特定注意喚起地点：同上
- ④ 特定避難支援地点：同上

5. これまでの関係者の反応

(1)現地対策本部 田嶋本部長

- ・地域を限定的に決めるることは重要。
- ・住民の判断に任せ、自主的に避難させる名称は反対。国との関与を示すべき。
- ・風評被害などを恐れて地域の設定をしないのではなく、客観的データに基づいて指定するしかない。

(2)福島県 森合局長（避難担当）

- ・限定的な地点の問題であることから、一律の避難ではなく避難の勧奨といった意味合いを明確にしてほしい。
- ・できるだけ確実に補償を受けるためにも地域を設定することは理解。
- ・一戸ずつ指定するより地域で設定する方が混乱は少ない。
- ・乳幼児や妊婦はできるだけ避難した方が良いという理解。
- ・来週月曜（13日）は県議会の災害対策特別委員会が予定されているので、発表時期については配慮して欲しい。

(3)南相馬市 桜井市長

- ・一律の避難など大げさな対応ではなく、該当する区域を個別に訪問して説明する対応とすべき。
- ・一方で、国として地域の特定をしてほしい。
- ・高齢者などは避難しなくてもよいようにしてほしい。

(4)伊達市 仁志田市長ほか

- ・計画的避難区域のような国による一方的な強制力がない本地域の設定については受け入れ可能。
- ・ただし、地域の設定にあたっては、詳細なモニタリング結果を踏まえて慎重に対応して欲しいので、地域の設定の考え方を先に公表していただき、エリアの設定については、モニタリングを詳細に行った上で時間をかけて行ってほしい。
- ・年間積算予測が20mSvを少しでも下回ると、対象外にすると、隣同士で争いになるので注意が必要。
- ・汚染を減らす取り組みは、国も積極的な対応を期待。
- ・避難希望が多い場合には小学校のグラウンドに仮設住宅を建てることも考えないといけない。

6. 今後の予定

- 10日（金） 支援チーム三役会議で方針を決定
12日（日） 伊達市での住民説明会（現地対策本部）
13日（月） 福島県議会 災害対策特別委員会
13日（月）～14日（火） 追加詳細モニタリング
13日（月）～15日（水） 福島県、関係市町村等との調整、地点の特定
原子力安全委員会への意見照会
16（木）又は17日（金） 官房長官から発表、現地対策本部長への指示
5日、6日実施の詳細モニタリング結果と追加詳細モニタリング結果の公表

※伊達市の意見を踏まえれば、制度を先に発表、地点は後で公表すること
があり得る。

20日（月）～ 市町村から該当者への通知、説明会の実施

内閣府原子力被災者生活支援チーム幹部会（第41回）
議事概要

1. 開催日時

平成23年6月21日（火） 17：00～

2. 開催場所

官邸 官房副長官室

3. 出席者

福山 哲郎 内閣官房副長官
松下 忠洋 経済産業副大臣
平野 達男 内閣府副大臣

4. 議事次第

- (1) 特定避難勧奨地点 地点特定に向けて
- (2) 飯館村の郵便局とガソリンスタンドの「営業継続」について
- (3) 「県民健康管理調査」事業の検討状況について
- (4) 生活環境に存在する放射線源からの被ばく低減対策の検討の進め方について
- (5) 放射線モニタリング調整会議の開催について
- (6) たばこの放射線量の基準の検討について

5. 進捗状況及び確認事項

- (1) 特定避難勧奨地点の地点特定に向けて、共有・確認を行った。
- (2) 飯館村の郵便局とガソリンスタンドの「営業継続」について、共有・確認を行った。
- (3) 「県民健康管理調査」事業の検討状況について、共有・確認を行った。
- (4) 生活環境に存在する放射線源からの被ばく低減対策の検討の進め方について、共有・確認を行った。
- (5) 放射線モニタリング調整会議の開催について、共有・確認を行った。
- (6) たばこの放射線量の基準の検討について、共有・確認を行った。

機密性 2

特定避難勧奨地点 地点特定に向けて

平成 23 年 6 月 21 日
原子力被災者支援チーム

1. モニタリングの実施状況

(1) 伊達市

- ・必要なモニタリングは終了。市内で、32地点（世帯）の住戸が年間20ミリシーベルトを超えると見込まれる。
- ・伊達市において、住民と調整し、隣り合った住居などの状況から特定地点と指定した方がいい住居を抽出予定。
- ・昨日夕刻、伊達市の検討状況を聞きとり。伊達市は246地点を特定したいとの申し出。
- ・特定地点中、20ミリシーベルトを超える点がわずかであることから再考を促しているところ。
* 本日発表の文科省モニタリング結果では、20mV超の地点はなし。

(2) 南相馬市

- ・市は、なお、詳細なモニタリングを実施したいとの意向。
- ・モニタリングは庭先で行うため、関係者と調整した結果、27日（月）に行うこととなった。
- ・22日（水）から26日（日）にかけて、市内6カ所で放射線についての説明会を市内で実施予定。
- ・地点の特定は、今週中には困難。来週以降の見込み。

2. 今後の地点特定の方針（案）

（段階的指定）

- ・不安に感じている住民に対応するため、伊達市が地点の特定が可能となれば、南相馬を待たずに特定。
- ・南相馬市についても、段階的となったとしても、市内で特定できる地点から特定していくよう働きかけ。

（公表のあり方）

- ・地点を特定した場合には、特定した旨、速やかに現地対策本部から公表する。
- ・「○○宅、△△宅」など個人宅名の発表は困難であったとしても、線量が高いことについては、公にすべき情報と考えられ、住所や地図を示すことで、一般やマスコミに地点が分かるよう工夫して公表する。

例）伊達市靈山町上小国町 *** （地名）付近 ○○世帯

大まかな地図を添付

（注）モニタリングデータは、すべて公表する。

機密性 2

伊達市との打ち合わせ概要（特定避難勧奨地点）

日時：平成 23 年 6 月 20 日（月） 18:00-19:30

先方：伊達市 仁志田市長（途中から）、鳴原副市長、佐藤市民生活部長他

○指定の単位

- ・伊達市としては、小集落（町内会）単位での指定をお願いしたい。具体的には、靈山町上小国中島、本組、下小国松の口、山下、西組、石田坂ノ上、八木平、月館町月館相葭の 8 つ。全部で 246 世帯。
- ・小集落単位は「小さな生活圏」として密接に繋がっており、至近距離で「こっちは○、隣は×」と区分すると住民の疑心暗鬼を生む。
- ・住民が一番気にしているのは、「3/11 以降これまでかなり線量が高かったはず。今回の測定結果だけで指定するのか。」という点。
- ・今回の測定は庭と玄関であり、「低いところばかり測っている」という住民もいる。山林や原野ではさらに高く出ているところもあり（小国禪寺のあたりなど）、住戸部分が低いからといって除外するのは難しい。
- ・6/18 の民主党県連による意見交換会（増子議員、金子議員、石原議員、太田議員、山口和也議員出席）では、増子議員は「住戸単位で」と説明していたが、住民代表の区長や他の議員は「それは違う」という反応だった。

○個別地区について

- ・石田地区の八木平（やぎへい）は確かに線量が低いが、計画的避難区域の議論の時から、20 mSv を超えそうだということで俎上に上がっていた地区。市としても自主避難の対象としており、いまさら坂ノ上と分離することは難しい。官房長官も、計画的避難区域の設定時に記者からの質問に答えて、今回は「地域のまとまりなど総合的に勘案して指定しない」と言っていた。（注）八木平を特定して言及されたことはないと思われる。
- ・国道 115 号沿い（下小国西組、山下から福島市の大波、渡利方面）は、事故後しばらく 5 μSv/h あり、住民は線量が高い地域という意識。

○支援策との関係

- ・健康の面から避難を勧奨されても、仕事の都合等で動けない人もいる。避難しないから被災証明を出せないというのはおかしい。
- ・そもそも、地点指定と補償とを連動させるとむしろ混乱するのではないか。住民の中には補償を意識している者もいるようだが、まずは住民の健康を考えて指定した、という説明が第一か。

○その他仁志田市長の発言

- ・住民が自分で判断する本制度は大変良い。評論家が「国は無責任」と言うが、現状がわかっていない発言だと思う。
- ・乳幼児や子供への影響については、住民も部外者も敏感になっており、「一時疎開してはどうか」と言ってくる者もいる。今回の地点指定を「妊娠婦や乳幼児の健康を考えて、」という説明は、大人も子供も 20 mSv という基準を置いている以上困難。我々も建前を崩していない。地区の指定についても、「基準があってやる話で、あそこもここもという訳ではないと説明している。
- ・子供の問題については、どうしても必要ということになれば「避難したい人はバシサリ網をかける」といった別の対応を考えた方がいいかもしれない。

伊達市想定 小国地域 5町内会内 の空間線量分布一覧

県公表データに基づく空間線量 $3.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の値のある町内会での線量分布割合の比較

| 区分 | 箇所 | 割合 | 上小国中島 | | 上小国本組 | | 松ノ口 | | 山下 | | 下小国西組 | | |
|---------|-------------------------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--|
| | | | 箇所 | 割合 | |
| 3.0~ | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 2 | 4.5% | 12 | 41.4% | 4 | 33.3% | 12 | 21.1% | 6 | 13.6% | | |
| 2.8~2.9 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 2 | 4.5% | 4 | 13.8% | 5 | 41.7% | 11 | 19.3% | 6 | 13.6% | | |
| 2.5~2.7 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 10 | 22.7% | 6 | 20.7% | 3 | 25.0% | 17 | 29.8% | 11 | 25.0% | | |
| 2.0~2.4 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 22 | 50.0% | 7 | 24.1% | 0 | 0.0% | 12 | 21.1% | 13 | 29.5% | | |
| ~1.9 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 7 | 15.9% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 5 | 8.9% | 9 | 18.2% | | |
| 庭なし・空家等 | | 1 | 2.3% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | | |
| 計 | | 44 | 100.0% | 29 | 100.0% | 12 | 100.0% | 57 | 100.0% | 44 | 100.0% | | |

国調査 小国禅寺周辺(上小国中島) 20か所

| 区分 | 箇所 | 割合 | 上小国中組 | | 上小国上組 | | 広畠 | | 小国東 | | |
|---------|-------------------------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|-------|
| | | | 箇所 | 割合 | 箇所 | 割合 | 箇所 | 割合 | 箇所 | 割合 | |
| 3.0~ | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 9 | 45.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 2.8~2.9 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 2 | 10.0% | 1 | 5.5% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 3 | 3.8% |
| 2.5~2.7 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 3 | 15.0% | 6 | 9.1% | 0 | 0.0% | 4 | 7.5% | 8 | 10.0% |
| 2.0~2.4 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 5 | 25.0% | 14 | 21.2% | 14 | 34.1% | 25 | 47.2% | 33 | 41.3% |
| ~1.9 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 1 | 5.0% | 44 | 66.7% | 27 | 65.9% | 22 | 41.5% | 36 | 45.0% |
| 庭なし・空家等 | | 1 | 1.5% | 0 | 0.0% | 2 | 3.8% | 0 | 0.0% | | |
| 計 | | 66 | 100.0% | 41 | 100.0% | 53 | 100.0% | 80 | 100.0% | | |

県公表データに基づく空間線量 $3.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の値のない町内会での線量分布割合の比較

| 区分 | 箇所 | 割合 | 上小國中組 | | 上小國上組 | | 広畠 | | 小國東 | | |
|---------|-------------------------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|------|
| | | | 箇所 | 割合 | 箇所 | 割合 | 箇所 | 割合 | 箇所 | 割合 | |
| 3.0~ | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 2.8~2.9 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 1 | 5.5% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 3 | 3.8% |
| 2.5~2.7 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 6 | 9.1% | 0 | 0.0% | 4 | 7.5% | 8 | 10.0% | | |
| 2.0~2.4 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 14 | 21.2% | 14 | 34.1% | 25 | 47.2% | 33 | 41.3% | | |
| ~1.9 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 44 | 66.7% | 27 | 65.9% | 22 | 41.5% | 36 | 45.0% | | |
| 庭なし・空家等 | | 1 | 1.5% | 0 | 0.0% | 2 | 3.8% | 0 | 0.0% | | |
| 計 | | 66 | 100.0% | 41 | 100.0% | 53 | 100.0% | 80 | 100.0% | | |

→ 伊達市から
→ 伊達市から

伊達市想定 石田(坂ノ上・八木平)地域 2町内会内の空間線量分布一覧

県公表データに基づく空間線量分布割合の比較

| 行政区 | | 坂ノ上 | | 八木平 | |
|---------|-------------------------|-----|--------|-----|--------|
| 区分 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 箇所 | 割合 | 箇所 | 割合 |
| 3.0~ | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 10 | 41.7% | 0 | 0.0% |
| 2.8~2.9 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 4 | 16.7% | 0 | 0.0% |
| 2.5~2.7 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 2 | 8.3% | 4 | 16.0% |
| 2.0~2.4 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 6 | 25.0% | 8 | 32.0% |
| ~1.9 | $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 2 | 8.3% | 13 | 52.0% |
| 庭なし・空家等 | | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 計 | | 24 | 100.0% | 25 | 100.0% |

伊達市想 相護地域 の空間線量分布一覧

県公表データに基づく空間線量分布割合の比較

| 行政区 | 相 護 | |
|-----------------------|--------|--------|
| 区分 | 箇所 | 割合 |
| 3.0~ μ Sv/h | 5 | 45.5% |
| 2.8~2.9 μ Sv/h | 3 | 27.3% |
| 2.5~2.7 μ Sv/h | 2 | 18.2% |
| 2.0~2.4 μ Sv/h | 1 | 9.1% |
| ~1.9 μ Sv/h | 0 | 0.0% |
| 庭なし・空家等 | 0 | 0.0% |
| 計 | 11 | 100.0% |

伊達市における『特定避難勧奨地点』への対応について（案）

事故後1年間の積算線量が 20 mSv を超えると推定される特定の地点への対応指針における「地点」の考え方について

小集落（町内会）単位

1 根拠

（1）住民の特性

- ①今までの避難区域は、最小でも旧町村の大字（川俣町山木屋）単位と広範囲であるが、その大字には小集落（町内会）が複数存在する、その地域内の最小エリア（地点）と考える。
- ②今回、伊達市内で想定される地域は農村地帯のため、都市部とは格段に違い、最小単位での小集落（町内会）内のつながりが非常に強い地域性をもっている。
- ③この小集落（町内会）を住居単位で分割すると、住民同士の疑心暗鬼や妬み等を生み、今後の住民生活に支障をきたすだけではなく、地域コミュニティーの崩壊、しいては今後の地域づくりにも大きな障害となることが懸念される。

（2）地理的特性

- ①6月16日官房長官記者発表において「除染あるいは当該一部の箇所に近づかないなどの対応では対処が容易でない・・・」との発言にもあるよう、地理的にも農地をはじめ山林原野、河川等を主とした状況から、一戸単位での除染等は困難な地区である。
- ②山間部に位置する地区で、降雨等による放射性物質が住宅地の周辺部にたまりやすい状況でもあり、除染あるいは当該一部の箇所に近づかないなどの対応は困難な地区である。
- ③農村地帯の特徴もある、農地の中に住宅が点在し小集落（町内会）を形成している状況にある。

2 対応案

(1) 錦山町石田 (町内会 : 坂ノ上・八木平 2町内会)

① 2町内会の全ての世帯を対象に市独自の支援対応を実施しており、支援の統一性・対応性維持の観点から、坂ノ上と八木平の町内会すべての世帯を対象に指定する。

② 市の独自支援制度で避難を予定している住民には、今回の指定にあわせ国所定の支援を実施する。

40世帯

(2) 錦山町小国 (町内会 : 広畑・小国東・下小国西組・山下・松ノ口・上小国本組)

上小國中島・上小国中組・上小国上組 9町内会)

① 国・県による調査結果をもとに、 $3.0 \mu\text{Sv/h}$ を観測した地点が、それぞれの小集落(町内会)の中に2点以上あり、かつ $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 以上までの値が多く存在する、5町内会すべての世帯を対象に指定する。

② 妊産婦、乳幼児を含む世帯の積極的避難を促す。

※ 対象世帯数等は別紙参照

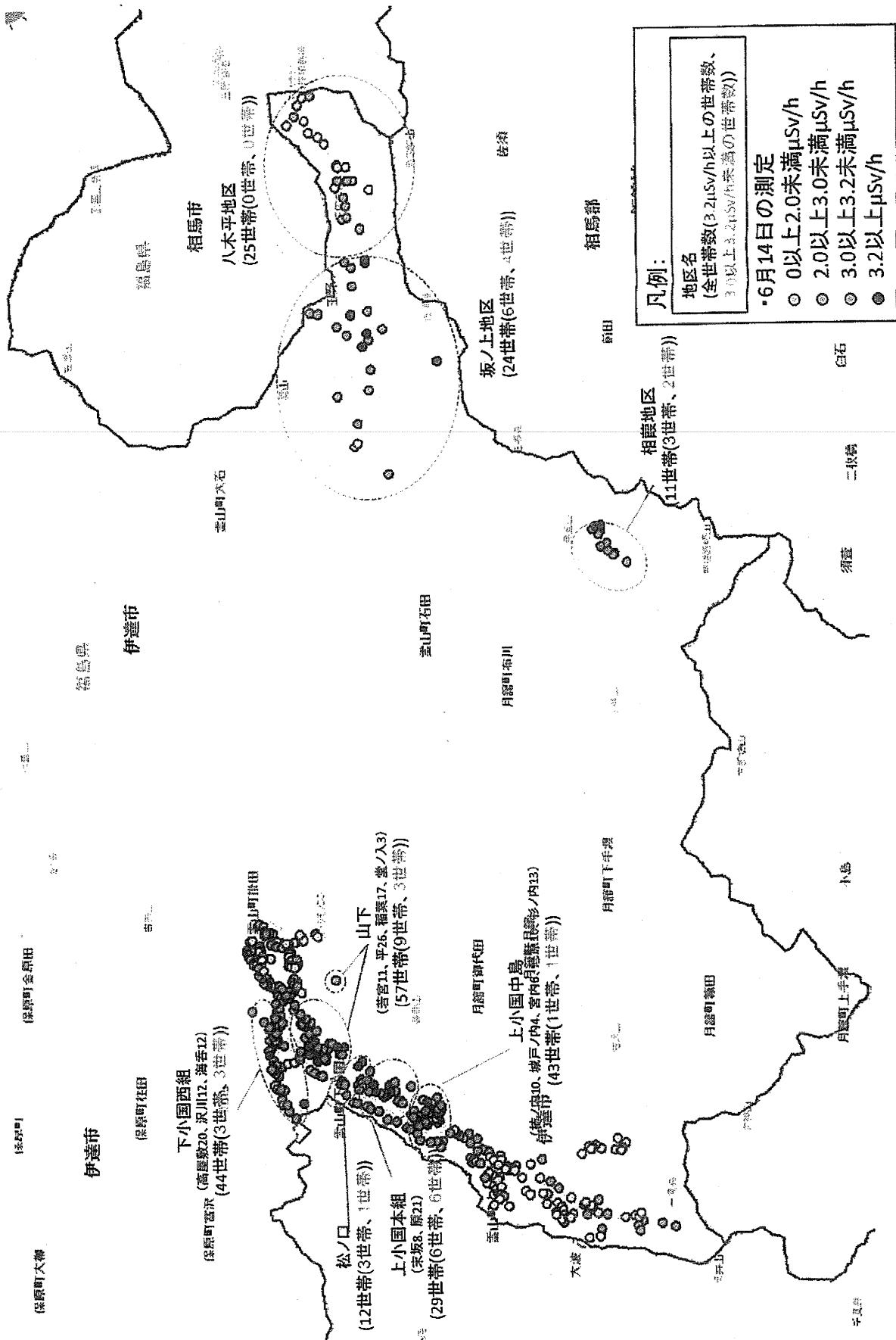
(3) 月館町相廻 (町内会 : 月館7-2 [相廻])

① 非常に世帯数の少ない(10世帯)地区で、飯館村に近接した山間部の狭さく地帯であるため、すべての世帯を対象に指定する。

11世帯

246世帯

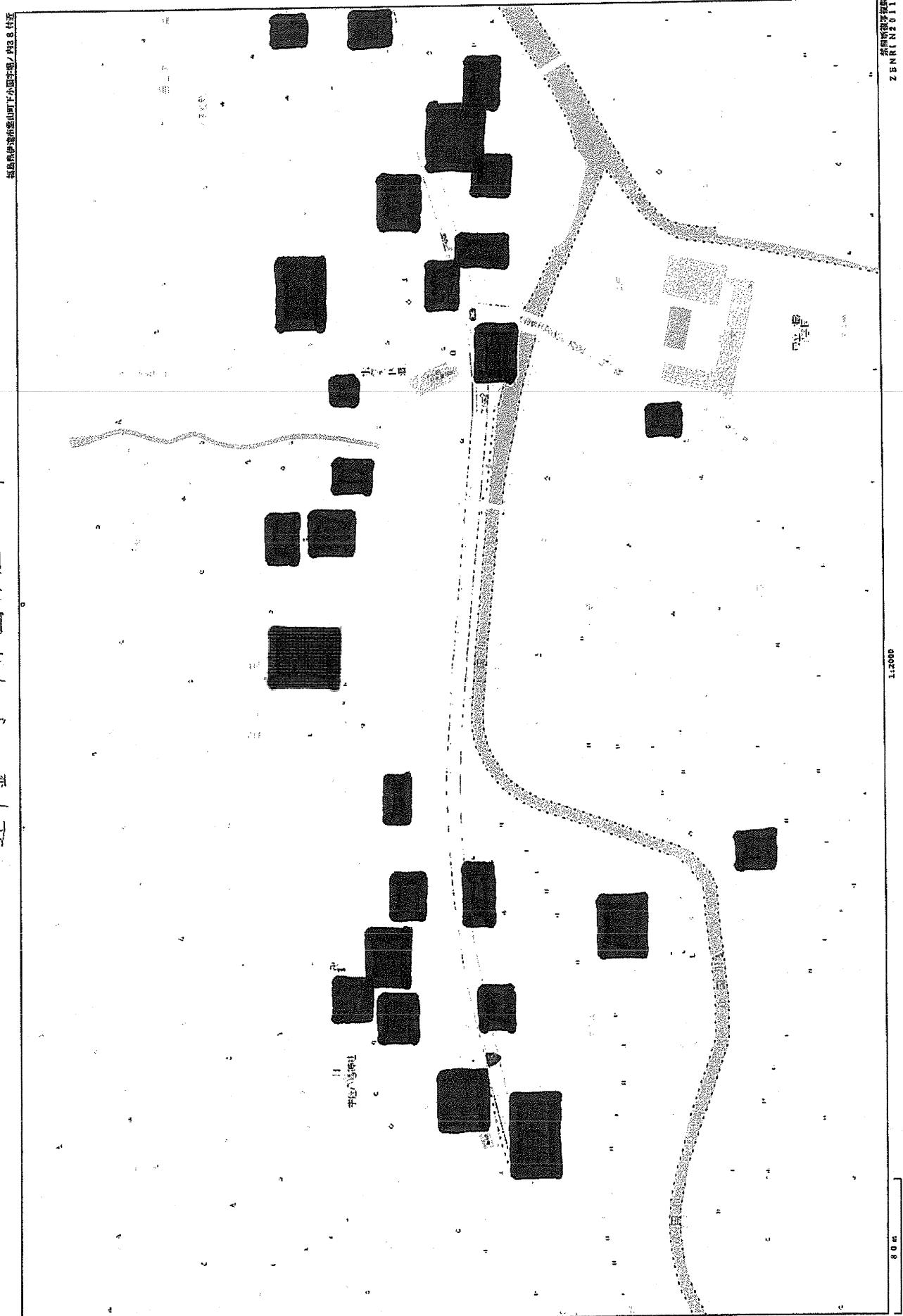
伊達市(靈山町石田の一部、靈山町上小国、靈山町下小国、月館町相藪)の放射線データ及び世帯数



伊達市 雪山町 山下の 一言



伊寧市靈渠下小國西組的一部



| 測定場所 | | 測定日 | $\mu\text{Sv/h}$ | 積算線量推計値(～H24.3.11) | |
|------|--------------|-------|------------------|--------------------|----------|
| | | | | 6/3発表 | 6/21発表予定 |
| 37 | 伊達市靈山町石田宝司沢 | 4月26日 | 2.8 | 20.0mSv | 19.9mSv |
| | | 5月3日 | 3.3 | | |
| | | 5月10日 | 4.0 | | |
| | | 5月17日 | 2.9 | | |
| | | 5月23日 | 3.2 | | |
| | | 5月24日 | 3.4 | | |
| | | 5月25日 | 3.0 | | |
| | | 5月31日 | 2.6 | | |
| | | 6月7日 | 3.3 | | |
| | | 6月9日 | 3.4 | | |
| | | 6月10日 | 3.2 | | |
| | | 6月11日 | 3.2 | | |
| | | 6月14日 | 3.5 | | |
| d2 | 伊達市靈山町下小国高屋敷 | 4月27日 | 2.8 | 19.8mSv | 17.3mSv |
| | | 5月5日 | 3.5 | | |
| | | 5月10日 | 3.5 | | |
| | | 5月17日 | 3.3 | | |
| | | 5月26日 | 3.3 | | |
| | | 6月2日 | 3.2 | | |
| | | 6月5日 | 2.8 | | |
| | | 6月9日 | 3.2 | | |
| | | 6月13日 | 2.8 | | |
| d3 | 伊達市靈山町上小国末坂 | 4月27日 | 2.2 | 18.9mSv | 14.1mSv |
| | | 5月5日 | 3.3 | | |
| | | 5月10日 | 3.3 | | |
| | | 5月17日 | 3.3 | | |
| | | 5月26日 | 3.1 | | |
| | | 6月2日 | 3.0 | | |
| | | 6月5日 | 2.0 | | |
| | | 6月9日 | 2.9 | | |
| | | 6月13日 | 2.3 | | |
| d4 | 伊達市靈山町上小国茶畑 | 4月27日 | 3.1 | 20.8mSv | 18.6mSv |
| | | 5月5日 | 3.7 | | |
| | | 5月10日 | 4.3 | | |
| | | 5月17日 | 3.4 | | |
| | | 5月26日 | 4.0 | | |
| | | 6月2日 | 3.8 | | |
| | | 6月5日 | 3.2 | | |
| | | 6月9日 | 4.3 | | |
| | | 6月13日 | 3.0 | | |
| d5 | 伊達市靈山町石田 | 4月27日 | 2.7 | 20.1mSv | 15.4mSv |
| | | 5月5日 | 3.4 | | |
| | | 5月10日 | 3.5 | | |
| | | 5月17日 | 3.4 | | |
| | | 6月5日 | 2.9 | | |
| | | 6月13日 | 2.8 | | |

| 測定場所 | | 測定日 | $\mu\text{Sv/h}$ |
|------|-----------|-------|------------------|
| ms1 | 南相馬市原町区大原 | 4月26日 | 3.5 |
| | | 5月3日 | 4.3 |
| | | 5月11日 | 4.7 |
| | | 5月18日 | 4.0 |
| | | 5月24日 | 3.3 |
| | | 5月31日 | 2.7 |
| | | 6月5日 | 2.7 |
| | | 6月7日 | 4.0 |
| ms5 | 南相馬市原町区高倉 | 6月14日 | 3.6 |
| | | 4月26日 | 3.0 |
| | | 5月3日 | 3.7 |
| | | 5月11日 | 4.0 |
| | | 5月18日 | 3.6 |
| | | 5月24日 | 2.9 |
| | | 5月31日 | 3.4 |
| | | 6月7日 | 3.4 |
| | | 6月14日 | 3.2 |

積算線量推計値(～H24.3.11)

| 6/3発表 | 6/21発表予定 |
|---------|----------|
| 23.8mSv | |

24.1mSv

16.9mSv

20.4mSv

内閣府原子力被災者生活支援チーム幹部会（第47回）
議事概要

1. 開催日時

平成23年7月21日（木） 17：00～

2. 開催場所

官邸 官房副長官室

3. 出席者

福山 哲郎 内閣官房副長官
松下 忠洋 経済産業副大臣
平野 達男 内閣府副大臣

4. 議事次第

- (1) 避難区域等の見直しに向けた今後の進め方について
- (2) 県民健康管理調査の当面のスケジュール
- (3) 小児甲状腺被ばく調査結果の開示について
- (4) 福島第一原子力発電所事故被災市町村との意見交換会の結果概要について
- (5) 福山副長官の伊達市入りについて

5. 進捗状況及び確認事項

- (1) 避難区域等の見直しに向けた今後の進め方について、共有・確認を行った。
- (2) 県民健康管理調査の当面のスケジュールについて、共有・確認を行った。
- (3) 小児甲状腺被ばく調査結果の開示について、共有・確認を行った。
- (4) 福島第一原子力発電所事故被災市町村との意見交換会の結果概要について、共有・確認を行った。
- (5) 福山副長官の伊達市入りについて、共有・確認を行った。

機密性 2

福山副長官の伊達市入りについて（案）

平成 23 年 7 月 21 日
原子力被災者生活支援チーム

1. 考慮すべき周辺スケジュール

- ・南相馬市の特定避難勧奨地点特定
- ・伊達市の再度の詳細モニタリング
- ・賠償審査会の中間指針

7月21日（木）公表予定
7月27日（水）～29日（金）
7月末

2. 伊達市に対して示すことのできる施策（例）

- ・再度のモニタリング実施

＜留意点＞一度だけの測定で特定されたとの批判に対応。ただし、数値が大きく変わる可能性は低い。
- ・除染の支援（補正予算の計上など）

＜留意点＞補正予算執行に当たっては、県が優先順位を決定
- ・ある程度の低線量地点への拡大

例）小国小学校区の子どものいる全世帯
＜留意点＞他の小学校への波及や学校を休校にすることについての地元の意向を確認する必要
- 例）月館町相葭地区（11戸中6戸指定であり、5戸を追加指定）
＜留意点＞他地域への波及。（どこまで近傍と見なすか）

3. ご訪問の時期、方法

案1) 今週中から来週前半

メリット：モニタリング実施を追加措置として説明可能

デメリット：賠償の行方が未定

案2) 8月以降

メリット：賠償内容の概要が明らかとなっている

デメリット：モニタリング終了後で、個別の設定依頼が殺到する恐れ

4. その他の論点

南相馬への訪問をどうするか。

政府として訪問するならば、両方行くべきか。地元県連などからの求めに応じて行く場合には、伊達市のみの訪問でも可か。

内閣府原子力被災者生活支援チーム幹部会（第48回）
議事概要

1. 開催日時

平成23年7月29日（金） 16：30～

2. 開催場所

官邸 官房副長官室

3. 出席者

福山 哲郎 内閣官房副長官
松下 忠洋 経済産業副大臣
平野 達男 内閣府副大臣

4. 議事次第

- (1) 南相馬市における特定避難勧奨地点の追加について
- (2) 避難区域の見直しに関する市町村の意向
- (3) 高濃度の放射性セシウムを含む稻わらの当面の取扱い
- (4) 小児甲状腺スクリーニング検査の毎日新聞記者への開示について

5. 進捗状況及び確認事項

- (1) 南相馬市における特定避難勧奨地点の追加について、共有・確認を行った。
- (2) 避難区域の見直しに関する市町村の意向について、共有・確認を行った。
- (3) 高濃度の放射性セシウムを含む稻わらの当面の取扱いについて、共有・確認を行った。
- (4) 小児甲状腺スクリーニング検査の毎日新聞記者への開示について、共有・確認を行った。

南相馬市における特定避難勧奨地点の追加について

平成23年7月29日
原子力被災者生活支援チーム

1. モニタリングの結果

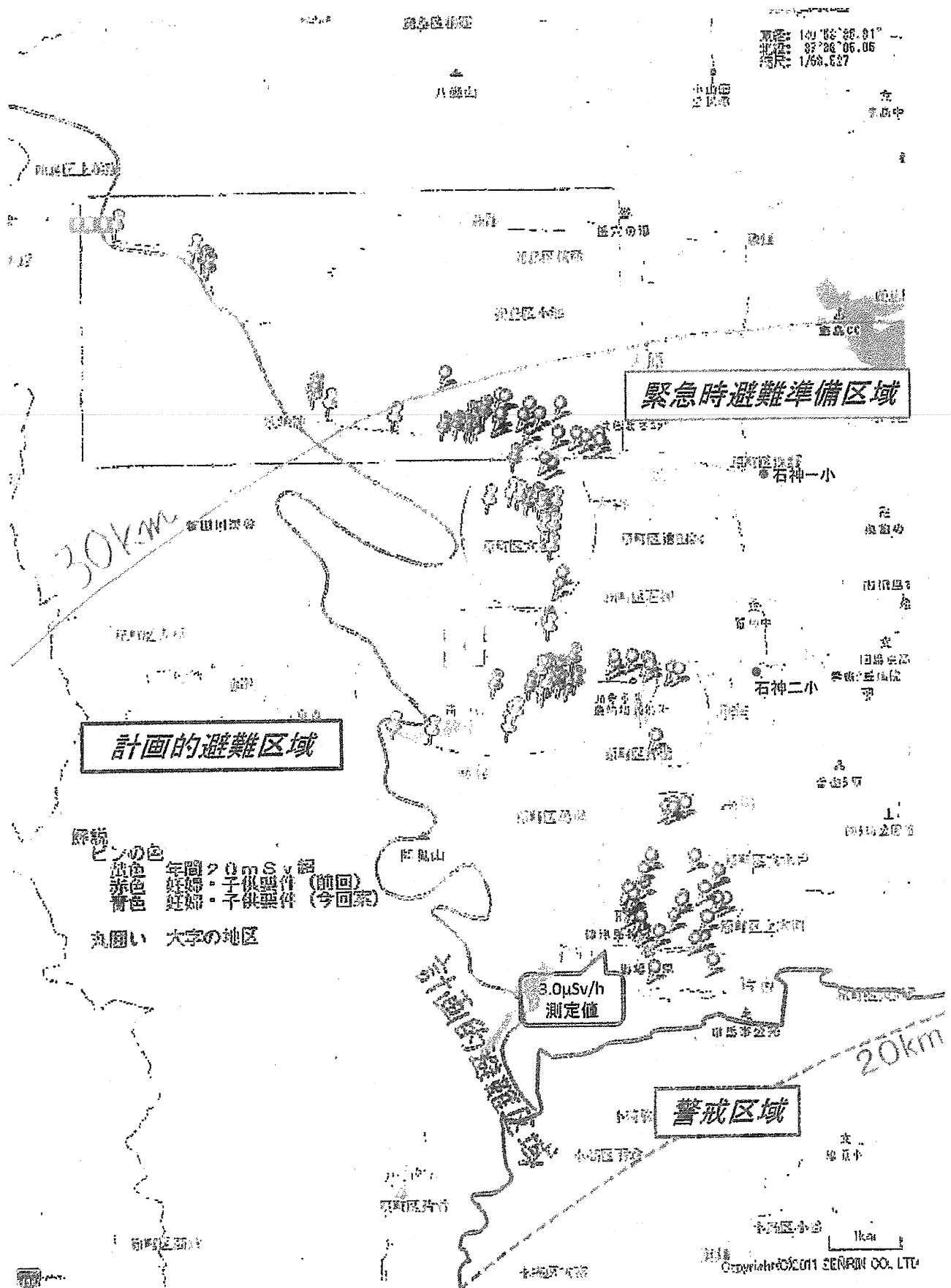
- ・7月13日（水）～21日（木）に、追加の681地点のモニタリング調査を実施。
- ・調査結果は、年間の積算線量が20mSv超となる $3.1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 超が〇地点（最も高い測定値は $3.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ）、妊婦や子供のいる住居の基準であるとして、南相馬市が採用している50cm高で $2.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 超が65地点。（うち、64地点は緊急時避難準備区域内に存在（確認中））

2. 対処方針案

- ・案1 65地点すべてを追加する。
- ・案2 前回特定した地点（年間の積算線量が20mSv超となる $3.1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 超）の近傍で、妊婦や子供のいる住居の基準である50cm高で $2.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 超の地点を追加する。
- ・案3 地点の追加を行わない。

3. 今後のスケジュール (P)

- ・7/29 詳細モニタリングの結果を公表。
現地対策本部と南相馬市で協議を開始。
- ・8/1 南相馬市からの協議案に対する回答。
- ・8/2 現地対策本部が地点を特定し、福島県と南相馬市に通知。
- ・8/3 南相馬市が説明会の案内及び特定避難勧奨地点世帯について通知。
- ・8/8～11 住民説明会の実施。



内閣府原子力被災者生活支援チーム幹部会（第49回）
議事概要

1. 開催日時

平成23年8月1日（月） 19：00～

2. 開催場所

官邸 官房副長官室

3. 出席者

福山 哲郎 内閣官房副長官
松下 忠洋 経済産業副大臣
平野 達男 内閣府副大臣

4. 議事次第

- (1) 避難区域等の見直しについて
- (2) 特定避難勧奨地点を巡る状況について

5. 進捗状況及び確認事項

- (1) 避難区域等の見直しについて、共有・確認を行った。
- (2) 特定避難勧奨地点を巡る状況について、共有・確認を行った。

三段6月

機密性 2

特定避難勧奨地点を巡る状況について

平成 23 年 8 月 1 日
原子力被災者生活支援チーム

1. 南相馬市

- ・南相馬市は、65地点程度の特定を予定。具体的には、妊婦や子供のいる住居の基準であるとして、南相馬市が採用している50cm高で $2.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 超が65 (+α) 地点の特定を予定。(うち、64地点は緊急時避難準備区域内に存在)
- ・今回のモニタリングでは、年間20mSv超の地点はないものの、計画的避難区域に近い区域であること、近傍の道路など住戸以外におけるモニタリングで年間20mSv超の地点がみられたことから、「近傍地点」として特定することとする。
- ・上記 (+α) には、前回の特定の際に、子どもの異動が反映されていなかった世帯(二世帯:事実関係確認中)を含む。
- ・2日(火)又は3日(水)に地点を特定し、現地本部から通知するとともに、プレス発表予定。
- ・住民には、通知翌日以降、郵送で通知するとともに、7日(日)から地区ごとに住民説明会を開催。

2. 伊達市

- ・先週実施したモニタリング結果を待って、対応を検討予定。

3. いわき市

- ・モニタリングの結果、年間20mSvを超える地点がなかったことから、特定は行わない。その方針は、市に伝達すみ。

4. 川内村

- ・モニタリングの結果、3地点で、年間20mSv ($3.2 \mu\text{Sv}/\text{時}$) 超。3地点のうち、2地点は空き家、残り1地点も避難済。
- ・現在の居住者はなくとも、村は、勧奨地点への特定を希望。今後、特定に向けて、調整を行っていく予定。なお、近傍地点には、妊婦、子どものいる世帯がないことから、特定は、3地点のみの予定。

内閣府原子力被災者生活支援チーム幹部会（第51回）
議事概要

1. 開催日時

平成23年8月11日（木） 16：00～

2. 開催場所

官邸 官房副長官室

3. 出席者

福山 哲郎 内閣官房副長官

松下 忠洋 経済産業副大臣

平野 達男 内閣府副大臣

4. 議事次第

- (1) 緊急時避難準備区域の解除に伴う支援措置の継続要請等について
- (2) 二巡目以降の一時立入りについて
- (3) 特定避難勧奨地点を巡る状況について

5. 進捗状況及び確認事項

- (1) 緊急時避難準備区域の解除に伴う支援措置の継続要請等について、共有・確認を行った。
- (2) 二巡目以降の一時立入りについて、共有・確認を行った。
- (3) 特定避難勧奨地点を巡る状況について、共有・確認を行った。

特定避難勧奨地点を巡る状況について

平成23年8月11日
原子力被災者生活支援チーム

1. 南相馬市

- ・8月3日付で65地点(72世帯)を特定済。7月21日の特定と合わせ、122地点(131世帯)が特定済。
- ・モニタリングでは、年間20mSv超の地点はないものの、近傍の道路など住戸以外のモニタリングで20mSv超の地点がみられたことから、「近傍地点」として特定。具体的には、妊婦や子供の基準であるとして、同市が採用している50cm高で $2.0\mu\text{Sv}/\text{h}$ 超の地点を特定。
- ・現在、4回に分けて住民説明会を実施中。前回設定時と比べると激しい抗議は減っている。その中でも、地区の避難を希望する住民は、全員避難を認めてほしいとの意見は引き続き出されている。
- ・一方で、緊急時避難準備区域解除についての質疑が増加。

例) 国は、区域解除だけして今の線量なら戻って大丈夫というのをやめて欲しい

例) 緊急時避難準備区域について段階的に解除して欲しい

(まず、山際を除染、解除。その後、(水の下流に当たる)里の地域を除染、解除という順番を想定)

2. 伊達市

- ・小国、石田、相葭地区については、7月27~29日に再度のモニタリング(488地点)を実施。新たな基準超えは1地点。
- ・富成地区については、新たに、8月14~16日にモニタリング実施予定。(490地点)
- ・この結果を待って、伊達市にて、子どもの扱いを中心に検討。

3. 福島市

- ・大波地区について、7月下旬にモニタリング実施。(370地点)
- ・最高値が $2.9\mu\text{Sv}/\text{h}$ であり、特定しない方向で検討中。

4. 相馬市

8月9~10日に、155地点で詳細モニタリングを実施。結果待ち。

5. 田村市

緊急時避難準備区域内のロードモニタリングで、若干線量の高い地点もあったものの、人家から遠いことから、市と調整し、特定は見送り。